

令和3年度ドライブレコーダー機器導入促進事業実施要領

令和 3年 4月 1日
(公社) 福島県トラック協会

1 助成制度の対象者

ドライブレコーダー機器導入を実施する会員事業者。
ただし、入会后6ヶ月以上で会費の未納がないこと。

2 助成金予算額

21,000,000円

3 助成対象機器

映像や走行に関するデータを記録できるドライブレコーダー機器

※1 助成対象機器の詳細は別紙「簡易型・標準型・運行管理連携型ドライブレコーダー一覧」参照

※2 中古品・レンタル品は助成対象としない

4 助成額 下記のとおりとする（消費税は対象外）

1会員15台を限度とする。

機能別助成額表

機器の分類	1台当たりの助成金上限額		備 考
	国の補助金を受けない場合の助成額	国の補助金を受ける場合の助成額	
簡易型	10,000円		機器1セットの 2分の1（千円未満切 捨て、1台毎に計算）
標準型	20,000円		
運行管理連携型	40,000円	20,000円	

5 実施期間

令和3年4月1日から令和4年2月28日までの間に導入された機器

申請期限：令和4年2月28日までに提出

ただし、上記期間内であっても予算額に達した場合は、その時点で終了とする。

また、前年度装着分は対象外とし、次年度への持越しも行わない。

6 導入効果等の報告

助成金の交付を受ける事業者は、別に定める調査票に基づき、機器導入の効果等の報告をすることとなります。

7 その他

ドライブレコーダー機器1セットの内容は、機器本体、取付け部品、メモリーカード等その他車に取付ける際の費用をいう。